

チコ労務管理事務所通信

留学生の日本企業への就職事情 (平成 29 年度法務省発表資料より)



◆外国人労働者の市場

現在、日本国内で働く外国人は 128 万人にのぼり、労働力の 50 人に一人が外国人であるといわれています。今回は、在留資格のひとつ「留学生」について、平成 29 年度における留学生の日本企業への就職事情が法務省の入管局より発表されましたのでまとめます。

◆留学生の日本企業への就職実態

「留学」等の在留資格から、日本国内企業への就職を目的とした在留資格の変更は、22,419 人が許可されています(前年比 15.4%増)。変更後の資格は「技術・人文知識・国際業務」が全体の 91.4%を占めています。主な国籍・地域としては、約半数が中国で 10,326 人(46.1%)、次いでベトナム、ネパール、韓国、台湾となっており、アジア諸国だけで全体の 95.5%を占めています。

就職先の業種としては、非製造業が 81.1%、製造業が 19%となっています。非製造業では、商業・貿易(9.5%)およびコンピュータ関連サービス(7.7%)が上位を占めており、製造業では一般機械および電気(共に 3.1%)が上位を占めています。

職務の内容としては、翻訳・通訳が最も多く 23.8%で、販売・営業(14.1%)、海外業務(9.5%)、技術開発・情報処理(6.3%)と続きます。

月額報酬については、20~25 万円未満が 47.3%と最も多く、次いで 20 万円未満(34.6%)、25~30 万円未満(10.3%)の順となっています。

就職先の企業等の資本金については、最も多いのが資本金 500 万円超 1,000 万円以下の企業等で 4,282 人(19.1%)、そして 500 万円以下の企業への就職が 4,077 人(18.2%)で、全体の半数以上が 1 億円以下の企業へ就職しています。

就職先の企業等の従業員数については、従業員数 50 人未満の企業等に就職した者が 8,275 人(36.9%)

と最も多く、これを含め 100 人未満の企業等への就職数が 10,356 人と全体の約半数を占めています。

留学生の最終学歴については、大学卒業者が 10,196 人(45.5%)と半数近く、次いで大学院卒業者が 5,477 人(24.4%)の順となっており、両者で全体の約 70%を占めています。他に多かったのは、専修学校卒業者で 4,869 人(21.7%)となっています。

就職先企業等の所在地については、東京都 9,915 人(44.2%)と圧倒的に多く、大阪府 2,228 人(9.9%)、神奈川県 1,278 人(5.7%)と続きます。

◆総論

留学生が日本企業等へ就職する割合は年々増加し、5 年前と比較すると約 2 倍以上に増えています。そして、出入国管理法の改正により、来年 4 月から新しい在留資格が生まれ、今後ますます外国人の雇用市場は活発になることが予想されます。外国人労働者の受け入れを検討している企業は、制度改正の動向に注目することはもちろん、受け入れ後の管理体制の準備にも注意が必要です。

【法務省「平成 29 年における留学生の日本企業等への就職状況について」】

<http://www.moj.go.jp/content/001271107.pdf>

「外国人労働者受け入れ拡大で 社会保険制度はどう変わる？」

◆治療のために来日する医療保険のただ乗り問題

日本の医療保険は「国民皆保険制度」といって、

その不調、「冬うつ」かも…… 冬季のメンタルヘルスケア

険証があれば誰でも1～3割の自己負担で受診できる手厚い制度です。ところが昨今、留学や技能実習制度を利用して、治療のためだけに来日する外国人の問題が指摘されています。低額な自己負担で、がん治療など高額な保険給付を受けようというのです。また、国内に住む外国人労働者の保険証について、母国の家族が来日し、本人と偽って利用する「なりすまし受診」も報告されています。来年4月から外国人労働者の受け入れを拡大するなかで、こうした外国人の医療保険の不正利用をどうすべきかが議論されています。

◆医療保険で母国の家族を除外

現在、日本に住む外国人労働者が生計を支える3親等以内の親族については、日本に住んでいなくても扶養家族として扱われます。母国で医療機関を利用した場合でも、申請すれば、医療費は協会けんぽや健康保険組合など日本の医療保険者が負担します。政府・自民党は、外国人労働者の受け入れ拡大にあたり、膨らむ医療費を考慮して、この仕組みを改める方針を固めました。日本で働く外国人が母国に残した家族について、日本の公的医療保険制度の適用対象から原則として除外するのです。ただ、外国人に対する差別的な取扱いにならないよう、日本人労働者の家族が生活拠点を海外に移して日本国内に生活実態がない場合、扶養家族から除外することも検討しています。

◆社会保険料を長期滞納する外国人の在留を認めない方針

また、政府は外国人労働者の受け入れ拡大で、国民健康保険や国民年金の滞納を警戒しています。保険に加入しないまま病院で受診し、医療費を踏み倒すなどの事態が想定されるためです。そのため、政府は社会保険料を長期滞納している外国人の在留を認めない方針を固めました。法務省と厚生労働省が保険料滞納に関する情報を共有するほか、法務省が在留を許可するにあたっての運用指針で、社会保険料をきちんと支払っていることを新たな要件として追加する方針です。

◆年金でも第3号被保険者に国内居住要件

政府は、年金についても医療保険と取扱いを合わせる必要があると判断しました。現在、厚生年金の加入者が扶養する配偶者(国民年金の第3号被保険者)は、自身が保険料を納めていなくても年金を受け取れますが、年金の受給資格を得るには国内の居住を要件とする方向で検討に入りました。2019年度中にも、国民年金法を改正する方針です。これにより、海外で生活する外国人労働者の配偶者には年金が支給されなくなりますが、日本人の従業員の配偶者が海外に住んでいる場合の対応が、検討課題になります。

◆「冬季うつ」をご存じですか？

うつ病にはさまざまな種類がありますが、季節性のうつ病もあることをご存じですか？

その1つ、「冬季うつ」は、その名のとおりに、冬の期間(秋から春にかけて)にのみうつ病のような症状が出る病気です。主な症状はうつ病と同じですが、10時間以上寝ても眠くなる「過眠」、特に炭水化物や甘いものの「過食」といった、うつ病の場合(不眠・食欲不振)とは逆の症状も現れるため、うつとは自覚されにくいことも多いようです。毎年、冬にだけ強い疲労感や眠気があり、それが生活にも支障を来すようであれば、冬季うつになっている可能性がありますので、注意が必要です(抑うつ症状が2年以上続けて秋から冬に出現し、春になると軽快する、かつ、季節以外の明らかな原因が見当たらない場合に、冬季うつと診断されることになります)。

◆冬季うつの原因

冬季うつを発症する主な原因は、日照時間が短くなることです。光の刺激が減ると、脳内の神経伝達物質であるセロトニンが減少し、脳の活動が低下します。また、目に入る光の量が減ると、睡眠に深く関わるホルモンであるメラトニンの分泌のタイミングがずれたり分泌量が乱れたりして、体内時計が狂ってしまうといわれています。

◆職場でできる対策

冬季うつの特徴である、強い眠気は、仕事の上でのトラブルのもとにもなりかねず、企業としても対策が必要です。

日常生活の中で少し意識するだけで、冬季うつは予防・改善することができます。屋内で仕事をしている人は日照不足になりがちですから、休憩時間等には屋外や窓辺で日光を浴びるよう促しましょう。また日光に限らず、照明の光を浴びるだけでも効果があるとされており、部屋を明るくするだけでも予防・改善につながりますので、オフィスの明るさをチェックしてみることも、有効な対策となります。

ビジネスの現場では、年末年始から3月の決算期にかけ、冬季は忙しい日が続く時期です。元気に乗り切ることができるよう、対策を講じていきましょう。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185
e-mail：info@chiko-jimusho.com